

J Rローカル線 維持・利用促進協議会 設置要綱

ＪＲローカル線 維持・利用促進協議会 設置要綱

（設置）

第1条 兵庫県内におけるＪＲ山陰線（城崎温泉～浜坂、浜坂～鳥取）、同加古川線（西脇市～谷川）、同姫新線（播磨新宮～上月、上月～津山）、同播但線（和田山～寺前）及び同赤穂線（播州赤穂～長船）の5路線7区間（以下「ＪＲローカル線」という。）を維持・活性化するため、利用促進施策について、関係市町、事業者、有識者等の意見を広く聴取する「ＪＲローカル線 維持・利用促進協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 協議会の所掌事務は次のとおりとする。

- （1）ＪＲローカル線の維持・活性化に係る利用促進策の取組状況の把握と改善の検討、優良事例の横展開、他県を含む広域連携の調整
- （2）前号に掲げるもののほか、ＪＲローカル線の維持・活性化に関し必要な事項

（組織）

第3条 協議会は、別表に定める委員をもって構成する。

- 2 委員の任期は、本要綱の施行の日から令和9年3月31日までとする。

（事務局）

第4条 協議会の事務局は、兵庫県企画部総合政策課及び土木部交通政策課に置く。

（協議会）

第5条 協議会は事務局が招集する。

- 2 委員は都合により協議会を欠席する場合は、代理の者を出席させることができることとし、代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 3 事務局は、利用促進策の検討等にあたり必要と認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求めることができる。

（ワーキングチーム）

第6条 協議会に、第1条に定める路線ごとにワーキングチーム（以下「WT」という。）を置く。

- 2 WTの運営については、別に定める。

（謝金）

第7条 第3条第1項に定める委員のうち有識者委員及び第5条第3項に定める者（ただし、有識者に限る。）が、協議会及び協議会に係る職務に従事したときは、別に定めるところにより謝金を支給する。

（旅費）

第8条 第3条第1項に定める委員のうち有識者委員及び第5条第3項に定める者（ただし、有識者に限る。）が、協議会及び協議会に係る職務のために旅行したときは、兵庫県職員等の旅費に関する条例（昭和35年兵庫県条例第44号）の規定により旅費を支給する。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- （要綱の失効）
- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

(別表)

第3条第1項に規定する委員は次のとおりとする。

| 区分 | 氏名 | 所属・役職 | |
|----------------|--------|------------------------|---------------|
| WT代表 (沿線市町) | 門間 雄司 | 豊岡市長(山陰線WT代表) | |
| | 片山 象三 | 西脇市長(加古川線WT代表) | |
| | 山本 実 | たつの市長(姫新線WT代表) | |
| | 藤岡 勇 | 朝来市長(播但線WT代表) | |
| | 牟礼 正稔 | 赤穂市長(赤穂線代表) | |
| JR西日本 | 平田 恭子 | 近畿統括本部兵庫支社長 | |
| 交通事業者 | 長尾 真 | (公社)兵庫県バス協会会長 | |
| 観光事業者 | 草刈 徹 | (一社)日本旅行業協会関西支部 兵庫県支部長 | |
| 有識者 | 交通 | 北川 博巳 | 近畿大学准教授 |
| | まちづくり | 畑本 康介 | (株)緑葉社代表取締役 |
| | 観光 | 古田 菜穂子 | 兵庫県立大学大学院特任教授 |
| ひょうご観光本部 | 奥野所 正樹 | 専務理事 | |

| | | |
|-----|--------|-----------|
| 兵庫県 | 守本 真一 | 副知事 |
| | 川井 史彦 | 企画部長 |
| | 宇野 文章 | 土木部長 |
| | 井筒 信太郎 | 企画部次長 |
| | 中村 浩明 | 土木部次長 |
| | 山北 貴子 | 産業労働部観光局長 |
| | 澤田 純一 | まちづくり部次長 |

(オブザーバー)

| | | |
|-------|--------|------------|
| 近畿運輸局 | 平山 耕史 | 交通政策部長 |
| | 川又 淑史 | 鉄道部長 |
| 兵庫県 | 上田 英則 | 但馬県民局長 |
| | 梅田 孝雄 | 北播磨県民局長 |
| | 中野 恭典 | 西播磨県民局長 |
| | 井野 健三郎 | 中播磨県民センター長 |
| | 福井 昌樹 | 丹波県民局長 |

第7条にて定める委員の謝金

「JRローカル線維持・利用促進協議会」は、JRローカル線の維持・活性化に係る利用促進策の検討等にあたり、幅広い専門的知見を有する有識者による指導・助言を得るための協議会であることから、有識者委員の謝金については、「委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例」に定める審議会等の委員の報酬の額に準ずるのが妥当である。

よって、有識者委員に対して支給する謝金の額は、下表のとおりとする。

| 委員の区分 | 謝金の額 |
|---------------------------|------------|
| 有識者委員 (第5条第3項に定める者を含む) | 日額 13,000円 |